



晴海台小学校いじめ防止基本方針

- ①『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ②児童に対しては、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 児童の豊かな情操や道徳心
 - 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度
- ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをめざす。

【目指す子ども像】

- ◇しっかりと勉強する子ども（知）
- ◇きちりきまりを守る子ども（徳）
- ◇もっとふれ愛ことばを使う子ども（体）

いじめ対策委員会

- 「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
- 構成員・・・校長・教頭・教務主任・教育相談コーディネーター・生活指導主任・学級担任・養護教諭・事務職員・庁務員等から構成する。
- 組織的生徒指導体制として次の会を位置づける。
 - ・定例会・・・生活指導会（毎月第4木曜日 15：00～）
 - ・・・校内委員会（毎月第2水曜日 16：00～）

専門家・外部関係者

- 長崎市教育委員会員会
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 学校評議員
- 学校サポーター

PTA・地域との連携

※さまざまな学校行事・PTA行事・地域行事を通じて、情報交流がスムーズにできる環境を整え、PTAや地域との絆を深める。

関係機関との連携

※関係機関との間で、日頃から定期的に学校を訪問いただく機会を設けて、可能なかぎり、情報を提供し、指導・助言をいただきながら、事案に対応する。

児童会

※児童会はいじめにかかわる議題を取り上げ、いじめ問題の未然防止運動をまきおこし、年間を通した課題に取り組ませる。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学級主任・生活指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

↔

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10ページ参照

加害児童への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめられている子のサイン・家庭でのチェックリストポイント

◇いじめられている子のサイン

- 服が汚れ、傷やあざがないか
- どこか元気がなく、おどおどしていないか
- 教師と視線を合わせず、さけていないか
- 集中力がなくなっていないか
- 周りの子に異常に気をつかっていないか
- 人の言いなりになっていないか
- グループから、急にはなれていないか
- 嫌なあだ名で、呼ばれていないか
- だれもまわりに近寄ろうしていないか
- 校納金を滞納することがふえていないか
- 机やカバンの中が荒らされていないか
- 持ち物がかくされていないか
- 実名・あだ名で落書きされていないか
- 顔写真・作品にいたすらをされていないか

◇家庭でのチェックリスト

- 服がふつうでない汚れ方がないか
- 最近、服装が乱れていないか
- 持ち物がよく壊されていないか
- お金を急にねだるようになっていないか
- 金品を勝手に持ち出していないか
- いつも必要以上のお金を持っていないか
- 急に学習意欲がなくなっていないか
- 家庭学習の時、ぼんやりしていないか
- 以前に比べて、感情の起伏が激しくないか
- 起床が遅く、登校を嫌がらないか。
- 寝言を言ったり、うなされたりしないか
- 部屋に閉じこもり、泣くことが多くないか
- 友だちの話を最近しなくなっていないか
- 不快な呼び名をされていないか

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	①いじめ問題への基本的な考え方	10月	⑦いじめを生まない学級づくり
5月	【児童理解・情報交換】	11月	【児童理解・情報交換】
6月	④いじめ早期発見の取組	12月	⑩道徳・特別活動の取組
7月	【児童理解・情報交換】	1月	【児童理解・情報交換】
8月	⑤関係児童・保護者への対応	2月	⑩最近のいじめの特徴と子どもの心理
9月	【児童理解・情報交換】	3月	【児童理解・情報交換】

6 さまざまな相談機関

相 談 機 関	電 話 番 号	相 談 可 能 な 時 間
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (月~金)
こどもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
こども総合相談(子育てサポート課)	095-822-8573 095-825-5624	8:45~17:30 (月~金)

いじめ問題への取組

1. いじめの防止

◇いじめを起さない学校づくりに向け、以下のことに取り組む。

- ①組織的生徒指導体制の確立・・・全教職員で共通認識のもとで、校長を中心に一致協力する。
- ②教師の指導力の向上・・・「いじめ対策ハンドブック」などで指導力をみがく。
- ③児童への人権意識・生命尊重の態度育成・・・お互いを思いやり、生命を大切にする。
- ④道徳的心情を育むための道徳教育の充実

2. いじめの早期発見

◇児童が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを常に高く保つ。

- ①教職員の観察や情報交換・・・「5H1W・気づき」を詳しくメモする。
- ②児童アンケート・個人面談・・・きめ細かな実態把握・児童理解に努める。
- ③教育相談コーディネーターを中心とした校内教育相談体制の整備
児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。

3. いじめに対する措置

◇被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然として対応する。

- ①いじめの発見や相談を受けた時の対応・・・早期の段階からの確な関わりを持つ。
- ②組織的な対応の実行・・・「いじめ対策委員会」へ報告し、情報の共有化と行動連携を図る。
- ③被害児童・保護者への支援・・・寄り添う体制をつくり、専門家の協力を得る。
- ④加害児童・保護者への指導・・・教育的配慮のもと、継続的に対応する。

4. 重大事態発生時の取組

◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校は長崎市教育委員会へ認知後に発生報告する。

〔重大事態の例〕 ○自殺を企てた ○重大傷害を負った ○金品等の被害を被った

○精神疾患を発症した ○不登校になった ○保護者から申し立てがあった

※「いじめ対策委員会」で事実関係を調査し、事後対応・再発防止にあたる。